

## 15 障害福祉制度等の見直し

提出先 厚生労働省

### 【提案項目】

- 1 障害福祉サービス及び介護サービスの費用負担の見直し
- 2 障害福祉施策に係る超過負担の解消
- 3 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

### 【提案内容】

**項目1** 障害福祉サービス及び介護サービスについて、権限が政令指定都市及び中核市へ移譲されたことを踏まえ、国は、現行生じている事務と費用負担の不均衡について、負担割合の見直しを行うなど所要の措置を講じること。

なお、見直しに当たっては、国において必要な財源措置を講じること。

**項目2** 障害福祉施策における地域生活支援事業について、事業量に見合った予算措置がなされていないことから、市町村の超過負担が恒常化しているため、国において必要な財源措置や制度の見直しを行うこと。

**項目3** 子育て世帯や重度障害者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児・ひとり親及び身体・知的・精神の重度障害者への医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の削減措置を直ちに廃止すること。

## 【提案理由】

障害福祉サービス及び介護サービスに係る事業者の指定業務等は、平成24年度に県から政令指定都市及び中核市に権限移譲されているにもかかわらず、費用負担に係る制度変更はされていないことから、権限と財源の不均衡が生じており、負担の公平性の観点からも妥当性に欠けているため、見直す必要がある。

障害福祉制度に係る地域生活支援事業の財源となる国庫補助金の交付額は、障害者総合支援法では事業費の2分の1以内を補助するとされているが、大幅に低い補助率実態となっているため、地方自治体の障害福祉施策の推進に影響を与えることのないよう、超過負担を解消する必要がある。特に、必須事業の増加や定率補助が行われていた個別補助金事業が地域生活支援事業へ統合されているにもかかわらず、事業の増加に見合った予算措置がされていないことから、財源措置や日常生活用具給付等の個人向け給付事業を負担金事業とする制度の見直しが必要である。

子育て世帯や障害者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度については、国の社会保障政策の中で位置付けられるべきものであり、統一した制度の下、国、都道府県、市町村が一体となって取り組む必要がある。

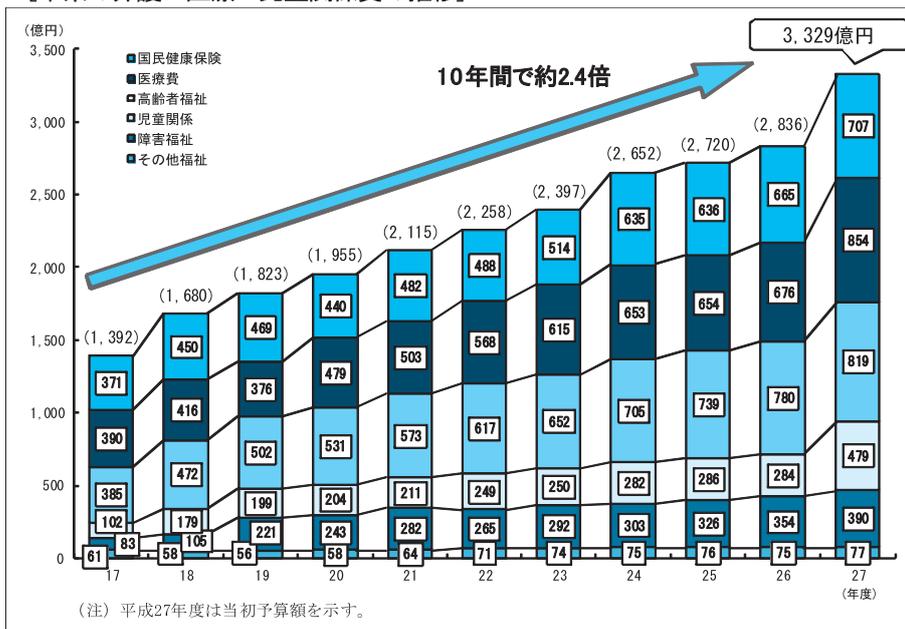
また、地方がこうした医療費助成を行った場合の国保国庫負担金の削減は、医療費助成制度の趣旨に照らし、直ちに廃止すべきである。

### 【本県の市町村地域生活支援事業超過負担の状況の推移】

(単位：千円)

区分	H23 決算額	H24 決算額	H25 決算額
市町村地域生活支援事業実績 a	9,113,034	9,632,267	10,392,609
国庫補助想定額 (a×1/2) b	4,556,517	4,816,133	5,196,304
実際の国庫補助額 (補助率) c	3,317,308 (36.4%)	3,292,758 (34.2%)	3,467,693 (33.4%)
市町村負担想定額 (a×1/4) d	2,278,258	2,408,067	2,598,152
実際の市町村負担額 e	4,137,078 (45.4%)	4,693,064 (48.7%)	5,191,070 (50.0)
市町村の負担超過額 (e-d) f	1,858,820	2,284,997	2,592,918

### 【本県の介護・医療・児童関係費の推移】



(神奈川県担当課：保健福祉局高齢社会課、障害福祉課、障害サービス課、医療保険課、  
県民局子ども家庭課)